

# 教育改革特区 [ 新しいタイプの学校の創設 ] ( 第 1 次特区提案 )

## 1 . 提案内容 ( 平成 1 4 年 8 月提案 )

<p>特例についての要望事項</p>	<p>新しいタイプの学校実現にあたり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校の設置について 学校法人以外の民間の資本やNPOの出資を可能にし、いわゆる独立行政法人的な学校の設置を可能にする。</li> <li>2 県費負担教職員の任用制度について 都道府県教育委員会が保持する県費負担教職員の任命権を区市町村教育委員会に移譲する。なお、円滑な学校運営を維持するため、県費負担教職員人件費相当額については、十分な担保が不可欠である</li> <li>3 教科書採択の権限 教科書採択の権限を当該校に移譲する。</li> </ol>
<p>特例による具体的効果</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校の設置について 学校法人以外の民間の資本やNPOの出資を可能にすることで、地域住民の要望を最大限に生かした学校運営を可能にする。</li> <li>2 県費負担教職員の任用制度について 県費負担教職員という人的資源を最大限に活用することができる。</li> <li>3 教科書採択の権限の移譲について 教科用図書採択を当該校で行えるようにすることによって、教育の独自性がより強く打ち出せる。</li> </ol>
<p>現状 ( 規制状況 )</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校の設置について 学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが設置できるとされ、地域住民の要望に基づく自由な設置を行うことができない。</li> <li>2 県費負担教職員の任用制度について 法律に関する問題 ・区市町村教育委員会の服務監督が間接的なものとなる。 ・校長が都道府県教育委員会に対して直接的な措置を要求できない。 ・区市町村教育委員会の内申権が形骸化している。 教育現場に関する問題 ・教職員等が地域に顔を向けた継続的な職務の遂行を行えず、区市町村教育委員会の目指す教育方針を実施されにくい状況にある。</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定期間で異動し、別の自治体に移ることが事前にわかっているため、教職員等が勤務地の区市町村に愛着を持つことができない。</li> </ul> <p>3 教科書採択の権限</p> <p>公立学校で使用する教科用図書は、種目ごとに一種の教科用図書を採択するものとされ、学校が独自性・主体性を発揮し、地域性を考慮した教科用図書採択ができない。</p>
<p>該 当 法 令・規制</p>	<p>1 学校の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第2条</li> </ul> <p>2 県費負担教職員の任用制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村立学校教職員給与負担法第1条</li> <li>・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第38条、第39条</li> </ul> <p>3 教科書採択の権限について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条</li> </ul>

## 2 提案結果

学校設置主体の要件緩和（民間経営等）は、今後引き続き検討を要する事項となった。

県費負担教職員の任命権の区教育委員会への付与については、特区として実施できるが、その際には、当該自治体が教職員の給与を負担し、任命することとされている。

給与負担の財源措置や教科書採択権限の各学校への移譲については、特区の対象となっていない。